

A 1 - 4 4

5 年 保 存 ( 常 ) (令和10年12月31日まで)
----------------------------------

F N . A 1 - 2 - 3

鹿 務 第 2 0 2 6 号

令 和 5 年 1 2 月 1 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画第二係	TEL	■
----	-------	-----	---

鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について（通達）

見出しのことについては、これまで「鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱の制定について（通達）」（平成30年7月5日付け鹿務第1006号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、旧通達の各様式における押印を見直したことに伴い、別添のとおり「鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱」を一部改正したことから、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、この通達は、令和5年12月1日から施行し、旧通達は、同年11月30日限りで廃止する。

## 別添

### 鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、鹿児島県警察職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、職員の申出により引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を職場において使用することについて必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 旧姓を使用することができる文書等

旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 給与振込の事務に関する文書
- 2 源泉所得税の事務に関する文書
- 3 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- 4 児童手当の申請に関する文書
- 5 共済組合に関する申請書等
- 6 国際警察緊急援助隊に関する文書
- 7 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等を所管する所属の長から申請を受けて、警務部長が旧姓使用の対象から除外したもの

#### 第3 旧姓使用の手続

##### 1 旧姓使用の申出等

(1) 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍上の氏を証する書面を添付した旧姓使用申出書（別記第1号様式）によりあらかじめ所属長を経由して警務部長に申し出なければならない。

なお、旧姓使用申出書は常用文書とする。

(2) 警務部長は、(1)の申出を承認をしたときは、旧姓使用承認通知書（別記第2号様式）により、所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳（別記第3号様式）に必要な事項を記録するものとする。

##### 2 旧姓使用の中止等

(1) 1(2)による通知を受けて旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止するときには、あらかじめ、所属長を経由して警務部長に旧姓使用中止届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(2) 警務部長は、旧姓使用中止届の提出があったときは、旧姓使用職員台帳に当該職員の旧姓使用中止年月日を記録するものとする。

(3) 旧姓の使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として、これを認めないものとする。

(4) 警務部長は、事務遂行上の支障があると認めるときは、旧姓を使用している職員に対し、旧姓使用の中止を命じることができる。

##### 3 所属の手続

旧姓使用申出書、旧姓使用承認通知書及び旧姓使用中止届は、写しを作成して所属長がこれを保管するものとし、旧姓を使用している職員及び旧姓使用を中止した

職員が、他の所属に異動となった場合は、当該写しを異動先の所属長に送付するものとする。

#### 4 その他

本県警察以外の機関で旧姓の使用を承認された職員が転入し、又は併任された場合において、引き続き、旧姓を使用しようとするときは、当該承認を受けたことを証する書類の写しを所属長を経由して警務部長に提出することにより、1(2)の承認があったものとみなし、旧姓使用職員台帳に必要な事項を記録するほか、2、3の手続を準用するものとする。

#### 第4 旧姓を使用する職員と実在する職員の同一性の確保

- 1 警務部長は、使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認するものとする。
- 2 警務部長は、旧姓を使用する職員の戸籍上の氏、使用する旧姓、当該旧姓を使用していた事実、旧姓使用の開始日及び中止日その他必要な事項を人事記録の備考欄等に記載するものとする。
- 3 旧姓使用の開始後における当該職員への発令は、旧姓により行うものとする。
- 4 公刊物等に当該職員の氏名を掲載する場合には旧姓を記載するとともに、当該職員の身分証明書等の氏名を明らかにするものについても旧姓を記載するなど適切な旧姓の公示を行うものとする。

#### 第5 旧姓使用の対象の除外等

- 1 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等を所管する所属長は、当該文書等を旧姓使用の対象から除外しようとするときは、旧姓使用除外申請書（別記第5号様式）を警務部長に提出するものとする。
- 2 警務部長は、当該文書等の旧姓使用の可否について判断を行い、旧姓使用の対象から除外することとした場合には、旧姓使用除外通知書（別記第6号様式）により、当該所属長を通じて、旧姓を使用する職員に通知するものとする。

#### 第6 旧姓使用に係る留意事項

- 1 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たって、使用できる文書等について統一して旧姓を使用することを原則とし、職務の内容によりやむを得ない場合に限り、戸籍姓を使用するなど、常に職員間等に誤解や混乱が生じないように努めること。
- 2 所属長は、所属職員が旧姓を使用するに当たり、適切な運用が図られるよう努めること。
- 3 所属長は、所属内で旧姓を使用している職員を常に把握し、当該職員が異動した場合には、新所属との間で十分引継ぎを行い、事務に混乱を生じさせないように努めること。

別記

第1号様式（第3の1(1)関係）

## 旧姓使用申出書

年 月 日

警務部長 殿

所 属  
階級(職名)  
氏 名  
職員番号

下記のとおり、旧姓を使用したいので、鹿児島県警察職員旧姓使用取扱要綱第3の規定により申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 変更後の戸籍上の氏
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 戸籍上の氏の変更年月日

旧姓使用承認通知書

鹿務第 号  
年 月 日

殿

警 務 部 長

年 月 日付けで申出のありました旧姓の使用については、下記のとおり承認します。

記

1 使用する旧姓

2 使用開始年月日 年 月 日



旧姓使用中止届

年 月 日

警務部長 殿

所 属  
階級(職名)  
氏 名  
職員番号

下記のとおり、旧姓の使用を中止したいので届け出ます。

記

1 使用を中止する旧姓

2 戸籍上の氏（中止後使用する氏）

3 旧姓使用中止年月日 年 月 日

4 使用を中止する理由

旧姓使用除外申請書

年 月 日

警務部長 殿

（当該文書を所管する所属の長）

下記の文書等については、旧姓使用の対象から除外したいので、申請します。

記

- 1 旧姓使用の対象から除外したい文書等
  
- 2 旧姓使用の対象から除外する必要性

旧姓使用除外通知書

年 月 日

旧姓使用職員 各位

警 務 部 長

下記の文書等については，旧姓使用の対象から除外することとしたので，通知します。

記

1 旧姓使用の対象から除外することとした文書等

2 除外年月日